

令和7年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託への質問に対する回答

No	質問項目	質問内容	回答
1	募集要領 p 3 6 (1) ア	企画提案書（様式2号）に押印は必要でしょうか。	押印は必須ではありません。
2	募集要領 p 3 6 (1) イ (オ)	4 (1) キに関する書類等も提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	4 (1) キに関する書類等の提出は不要としておりますが、当日のプレゼンテーションにて、実績について報告をお願いします。
3	仕様書 p 2 4 (2) ウ (ア)	「受診可能予測値（受診確率）を算出する」とありますが、受診確率の確からしさを証明できる書類等を提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	仕様書 p 4 4 (4) イ (ア)	「行動科学等の知見をもとに」と記載がありますが、知見を有する根拠として、自社に行動科学に関する専門家がいることなどを示すということによろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	質問項目	質問内容	回答
5	仕様書 p 5 4 (6) ア (オ)	<p>「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」について厚労省のホームページから複数の実証事業があり、本事業に関連するものは特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業と認識しています。</p> <p>令和2年度の報告書では特定健診の「受診を促す工夫」や「受診を妨げている要素」に関する記載はないため、令和3年度以降の事業内容で組み込まれていれば報告書はなく、関係会社しか実施出来ないと存じますが、準備にあたって貴県より情報共有いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>下記、厚生労働省ホームページに掲載のあります要綱（予防・健康づくり大規模実証事業内特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業分）の第3 2.(3)の手法を想定しております。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18048.html</p>